

各区長・組長 様

## 集会所整備に関する補助金について

村では、各行政区集会所等の施設整備や備品購入に対し、下記のとおり助成を行っています。令和4年度より補助率や補助金の額を引き上げましたので、地域コミュニティの拠点である集会所の整備に、ぜひご活用ください。

### 1. 補助基準について

| 区分                    | 補助率 | 補助対象<br>事業費 | 補助金額     | 備考             |
|-----------------------|-----|-------------|----------|----------------|
| ①新築                   | 3/4 | 1,500 万円    | 1,125 万円 | 5 万円以下<br>は対象外 |
| ②増改築・その他の<br>工事(維持補修) | 3/4 | 1,500 万円    | 1,125 万円 | 5 万円以下<br>は対象外 |
| ③備品類                  | 2/3 | 150 万円      | 100 万円   | 3 万円以下<br>は対象外 |

(注) 補助金は1集会所あたり累計で1,225万円(うち備品類100万円)が限度です。

残額は各集会所によって異なりますので、お問い合わせください。

### 2. 補助金の申請について

補助金は予算の範囲内で交付しますので、見積書を業者から徴収していただき、事前に役場までご相談ください。

また、工事の発注や備品の購入は、補助金交付決定後に行ってください。事前に工事・購入済みの場合は、補助金が交付できない場合があります。

【担当 総務部 政策推進課 企画係 電話:0243-24-8136】